

電離放射線障害防止規則

政令別表第2 対象業務 電離 規則 条文 項目	1		2	3	4	5			6	7	準用規定(注) 4	
	医療用	工業等				放射線障害防止の取扱いの業務	ガンマ線透過写真撮影の業務	放射線による汚染された物の取扱いの業務	原子炉の運転の業務	坑内における核原料物質の掘採の業務		
放射線障害防止の基本原則	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
定義等	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
管理区域の明示等	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
施設等における線量の限度	3の2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
放射線業務従業者の被ばく限度(実効線量)	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
“(等価線量)”	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
“(妊娠中)”	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
緊急作業時における被ばく限度	7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
線量の測定	8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
線量の測定結果の確認、記録等	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
照射筒等の使用	10	○	○									
ろ過板の使用	11	○	○									
間接撮影時の措置	12	○	○									
透視時の措置	13	○	○									
標識の掲示	14			○		○	○					
放射線装置室	15	○	○	○	○	○	○					
警報装置等の設置	17	○	○	○	○	○	○					
線源付近の立入禁止	18	○	○			○	○					○
透過写真の撮影時の措置等	18の2	○	○				○					
放射線源の取出し等	18の3						○					
“ ”	18の4						○					
定期自主検査	18の5						○					
“ ”	18の6						○					
定期自主検査の記録	18の7						○					
点検	18の8						○					
補修等	18の9						○					
放射線源の収納	18の10						○	○				
放射線源の点検等	19						○	○				
放射性物質取扱作業室	22							○	○	○		○
放射性物質取扱作業室の構造等	23							○	○	○		○
空気中の放射性物質の濃度	24											○
“ ”	25							○			○	注1
飛来防止設備等の設置	26							○	○	○	○	注1
放射性物質取扱用具	27							○	○	○	○	注1
放射性物質がこぼれたとき等の措置	28							○	○	○	○	注2

※ 計画の届出については、平成6年7月1日より、本規則から労働安全衛生規則へ統合。
 (注) 1 第41条の9の規定による準用。条文によっては「放射性物質」を「事故由来廃棄物等」に、「放射性物質取扱作業室」を「事故由来廃棄物等取扱施設」に読み替える等の読み替え規定あり。

政令別表第2		1	2	3	4	5			6	7	準用規定(注) 4	
項目	対象業務 電離則条文	当該装置の検査の業務 はエックス線の発生を伴う エックス線装置の使用また		使用または電離放射線の発生を伴 う他の荷電粒子を加速する装置の サイクロトロン、ベータトロンそ	生を伴うこれらの検査の業務 のガス抜きまたはエックス線の発 生を伴うこれらの検査の業務 エックス線管もしくはケントロン	ガンマ線透過写真撮影の 業務 の取扱いの業務 放射性物質を装備している機器	扱ひの業務 汚染された物の取 離放射線によって 加工施設、再処理施設、使用施設 等における核燃料物質取扱業務 原子炉施設における核燃料物 質、使用済燃料等取扱業務 原子炉施設における核燃料物 質、事故由来廃棄物			原子炉の運転の業務	坑内における核原料物質の掘採 の業務	
		医療用	工業用等				物等処分業務 事故由来廃棄物					
放射性物質取扱作業室内の汚染検査等	29						○	○	○	○注1	○	
汚染除去用具等の汚染検査	30						○	○	○	○注1	○	
退去者の汚染検査	31						○	○	○	○注2	○	○
持出し物品の汚染検査	32						○	○	○	○注2	○	○
貯蔵施設	33						○	○	○	○注1	○	○
排気または排液の施設	34						○	○	○	○注1	○	○
焼却炉	35						○	○	○	○注2	○	○
保管廃棄施設	36						○	○	○		○	○
容器	37						○	○	○	○注3	○	
呼吸用保護具	38						○	○	○	○注1	○	○
保護衣類、履物等	39						○	○	○	○注1	○	○
作業衣	40						○	○	○	○注1	○	
保護具等の汚染除去	41						○	○	○	○注1	○	○
喫煙等の禁止	41の2						○	○	○	○注1	○	○
事故由来廃棄物等処分事業場の境界の明示	41の3									○		
事故由来廃棄物等取扱施設	41の4									○		
事故由来廃棄物等取扱施設の構造等	41の5									○注3		
破砕等設備	41の6									○		○
ベルトコンベア等の運搬設備	41の7									○		○
埋立施設	41の8									○		○
準用(読替え規定)	41の9									注1		
除染特別地域等における特例	41の10									注2,3		
加工施設等における作業規程	41の11							○				
原子炉施設における作業規程	41の12								○			
事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業における作業規程	41の13									○		
事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業の届出	41の14									○		
事故時の退避	42	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事故に関する報告	43	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
診察等	44	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事故に関する測定および記録	45	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
エックス線作業主任者の選任	46		○		○							
エックス線作業主任者の職務	47		○		○							
ガンマ線透過写真撮影作業主任者の選任	52の2					○						

(注) 2 第41条の10第2項により、除染特別地域等において事故由来廃棄物等の処分の業務を行う場合の特例あり。

政令別表第2		1	2	3	4	5					6	7		
項目	対象業務 電離 則 条文	はエックス線の発生を伴う エックス線装置の使用また	当該装置の検査の業務 サイクロトロン、ベータトロンそ	使用または電離放射線の発生を伴 の他の荷電粒子を加速する装置の	エックス線管もしくはケノトロン	生を伴うこれらの検査の業務 のガス抜きまたはエックス線の発	放射線物質を装備している機器	ガンマ線透過写真撮影の	放射線物質を加速する装置から発生した電 放射線物質またはこれによって汚染された物若	扱の業務 汚染された物の取 離放射線によつて 等における核燃料物質等取扱業務 加工施設、再処理施設、使用施設	質、使用済燃料等取扱業務 原子炉施設における核燃料物 事故由来廃棄 物等処分業務	原子炉の運転の業務	坑内における核原料物質の掘採	準用規定(注) 4
		医療用	工業等											
ガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務	52の3							○						
透過写真撮影作業者の特別の教育	52の5		○					○						
加工施設において核燃料物質等を取り扱う業務に係る特別の教育	52の6								○					
原子炉施設において核燃料物質等を取り扱う業務に係る特別の教育	52の7									○		○		
事故由来廃棄物等の処分の業務に係る特別の教育	52の8										○			
作業環境測定を行うべき作業場	53	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
線量当量率等の測定等	54	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
放射性物質の濃度の測定	55									○	○	○	○	
健康診断の実施	56	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
健康診断の結果の記録	57	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
健康診断の結果についての医師からの意見聴取	57の2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
健康診断の結果の通知	57の3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
健康診断結果報告	58	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
健康診断等に基づく措置	59	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
指定緊急作業従事者等に係る記録等の提出	59の2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
測定器の備付け	60	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
透過写真撮影用ガンマ線照射装置による作業の届出	61							○						
記録等の引渡し	61の2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
調整	61の3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
配置替えの際の健康診断みなし規定	61の4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

(注) 3 第41条の10第1項により、除染特別地域等における除去土壌の埋立てにおいて、第41条の10第1項の要件に該当する場合は、第41条の9において準用する第37条(第4項を除く)および第41条の5の規定は適用されない。

(注) 4 第62条の規定により、放射線業務を行う事業場内において、放射線業務以外の業務を行う事業の事業者及び労働者に準用するもの。